

利用者のために

1 調査の目的

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

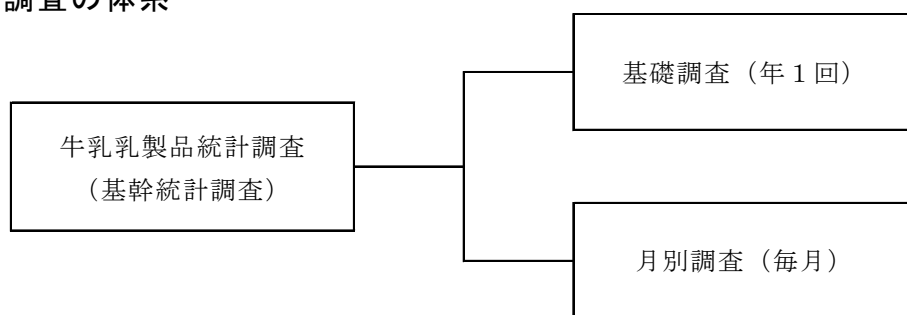
2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

調査の対象は、全国の牛乳処理場及び乳製品工場とした。

ただし、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除く。

なお、月別調査については、全国の牛乳処理場及び乳製品工場から次の基準により調査の対象を選定した。

- (1) 全国の乳製品工場
- (2) 前年（平成27年）の基礎調査結果における12月の県内・県外の生産者及び県内・県外工場からの受乳量（以下「生乳受乳量」という。）が300トン以上の牛乳処理場
- (3) 前年（平成27年）の基礎調査結果における12月の生乳受乳量が300トン未満の牛乳処理場のうち、県外から受乳している牛乳処理場及び飲用牛乳等を県外へ出荷している牛乳処理場
- (4) (2)及び(3)の工場では12月の生乳受乳量が都道府県計の80%に満たない場合について、カバレッジが80%を超えるまでの牛乳処理場
- (5) 全粉乳、脱脂粉乳及びバターの在庫量を一括管理している本社

6 調査対象工場・処理場数

基礎調査及び月別調査の調査対象工場・処理場数は次表のとおりである。

	基礎調査	月別調査
調査対象工場・処理場数	575 事業所	365 事業所

7 調査期間

平成28年（1月～12月）の1年間を調査期間とし、基礎調査は12月末日現在、月別調査は毎月末日現在で実施した。

8 調査事項

(1) 基礎調査

経営組織、常用従業者数、生乳の送受乳量及び用途別処理量、牛乳等の種類別生産量、飲用牛乳等の県外出荷の有無及び容器容量別生産量、生産能力、乳製品の種類別生産量及び年末在庫量

(2) 月別調査

生乳の集乳地域別受乳量及び仕向け地域別送乳量、生乳の用途別処理量、牛乳等の種類別生産量、飲用牛乳等の仕向け地域別出荷量、乳製品の種類別生産量及び月末在庫量

9 調査方法

(1) 基礎調査

民間事業者が調査対象工場・処理場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又は政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により調査対象工場・処理場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

(2) 月別調査

民間事業者が調査対象工場・処理場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査システムにより調査対象工場・処理場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

10 集計方法

(1) 基礎調査

都道府県別の数値は、各都道府県の乳製品工場・牛乳処理場の調査結果を合計して算出し、全国計は都道府県ごとの計を合計して算出した。

(2) 月別調査

ア 「牛乳等向け処理量」、「牛乳等向けのうち、業務用向け処理量」、「欠減」、「牛乳生産量」、「牛乳のうち、業務用向け生産量」、「牛乳のうち、学校給食用生産量」、「加工乳・成分調整牛乳生産量」、「加工乳・成分調整牛乳のうち、業務用生産量」、「加工乳・成分調整牛乳のうち、成分調整牛乳生産量」、「乳飲料生産量」、「はっ酵乳生産量」及び「乳酸菌飲料生産量」の各項目の都道府県計は、調査対象工場・処理場の調査値と調査対象工場・処理場以外の推計値を合計して算出した。

なお、調査対象工場・処理場以外の処理量（生産量）は、月別調査対象工場・処理場の結果を基に次の方法により推定した。

〔調査対象工場・処理場以外の処理量（生産量）推定方法〕

調査対象工場・処理場以外の処理量（生産量）
＝調査対象工場・処理場の処理量（生産量）× 推定係数

$$\text{推定係数} = \frac{\text{調査対象工場・処理場以外の前年の基礎調査の処理量（生産量）}}{\text{調査対象工場・処理場の前年の基礎調査の処理量（生産量）}}$$

また、全国計は、各都道府県の計を合計して算出した。

イ ア以外の項目

各都道府県の計は、月別調査対象工場・処理場の調査結果を合計して算出し、全国計は各都道府県の計を合計して算出した。

ウ 乳製品工場・牛乳処理場の新設又は季節操業があった場合は、5の(1)から(5)までの基準に照らして調査の対象に該当するものを調査対象工場・処理場とし、廃業又は操業期間の終了をもって調査中止とした。

11 目標精度

本調査は、基礎調査にあつては全数調査、月別調査にあつては全ての乳製品工場及び一定規模以上の牛乳処理場を調査の対象として実施していることから、目標精度は設定していない。

12 用語の解説

本調査における品目の定義は、次のとおりである。

生乳	搾乳したままの人の手を加えない牛の乳をいう。
牛乳等	飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号）（以下「乳等省令」という。）では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は乳製品に分類しているが、これらは製造過程及び施設が飲用牛乳等と同一又は類似しており、流通も同一であることから、本調査では牛乳等として分類した。
飲用牛乳等	直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。

牛乳	<p>直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿って製造されたものをいう。</p> <p>なお、脂肪調整のための脂肪乳を混入した場合は、加工乳となるのでここに含めない。</p>
加工乳	<p>生乳、牛乳若しくは特別牛乳（乳等省令による許可を得た施設で搾取した生乳を処理して製造）又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。</p>
成分調整牛乳	<p>生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。</p>
乳飲料	<p>生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料で、乳及び乳製品以外のもの（ビタミン、カルシウム、果汁、コーヒーなど）を加えたものをいう。</p>
はっ酵乳	<p>生乳又は乳製品を原料として、これを乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状又は液状にしたものをいう。</p>
乳酸菌飲料	<p>生乳又は乳製品を原料として、これを乳酸菌又は酵母ではっ酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（はっ酵乳を除く。）をいう。</p>
乳製品	<p>粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳、アイスクリーム等をいい、本調査では全粉乳、調製粉乳、脱脂粉乳、バター、クリーム、チーズ、加糖れん乳、無糖れん乳、脱脂加糖れん乳及びアイスクリームに区分した。</p>
全粉乳	<p>生乳からほとんど全ての水分を除去して粉末状に乾燥したものをいう。加工乳や缶コーヒーなどの原料として使用される。</p>
脱脂粉乳	<p>無脂肪乳からほとんど全ての水分を除去して粉末状に乾燥したものをいう。製菓、製パン、加工乳、アイスクリームなどの原料として使用される。</p>
調製粉乳	<p>生乳又は乳製品に、乳幼児に必要な栄養素及び母乳の組成に類似させるために必要な栄養素を混和し、粉末状にしたものをいう。</p>

バター	<p>生乳から分離した乳脂肪（クリーム）をかき混ぜること（チャーニング）により脂肪を塊状に集め、これを更に練り上げ（ワーキング）て成形したものをいう。</p> <p>菓子原料等の業務用や家庭用として使用される。</p>
クリーム	<p>生乳から乳脂肪分以外の成分を除いたものをいう。</p> <p>本調査では、製菓原料や家庭用として生産販売する目的で脂肪分離したものに限定し、脂肪分離（脂肪率45～50%）した時点で生産量を把握し、脂肪率換算は行わない。</p> <p>したがって、バター、チーズを製造する過程で製造されるクリーム及び飲用牛乳等の脂肪調整用の抽出クリームは除外する。</p> <p>なお、牛乳処理場であっても、クリームを生産する目的で脂肪分離を行った場合はクリームの生産量に計上する。</p> <p>本調査では、乳等省令と同様、植物油脂や乳化剤等の添加物を加えたものは除外した。</p>
チーズ	<p>生乳及び生乳を原料とする製品を乳酸菌ではつ酵させ、又は生乳に酵素を加えてできた凝乳から乳清（ホエイ）を除去したものをいう。</p> <p>チーズはナチュラルチーズとプロセスチーズに大別され、ナチュラルチーズは、生乳、クリーム、低脂肪乳等を凝固させ熟成したものをいい、プロセスチーズは、一種又は数種のナチュラルチーズを粉碎混合し、これに乳化剤等を加えて加熱、乳化、殺菌し、成形したものをいう。</p> <p>本調査では、国内で生産されたナチュラルチーズ及びプロセスチーズのうち直接消費されるもののみを計上する。したがって、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズは除く。</p>
直接消費用 ナチュラルチーズ	<p>業務用（菓子原料用等）又は家庭用として直接販売されるナチュラルチーズをいい、カマンベールチーズ、カッテージチーズ、クリームチーズなどがある。</p>
加糖れん乳	<p>生乳に16～17%のしょ糖を加えて2.5分の1の割合で濃縮したものをいう。製菓原料、アイスクリーム原料、家庭用として使用される。</p>
無糖れん乳	<p>生乳を真空で約2.1分の1～2.5分の1の割合で濃縮し、均質操作を行い、缶詰充てん後、高圧滅菌したものをいう。</p>
脱脂加糖れん乳	<p>生乳の乳脂肪分を除去したものに16～17%のしょ糖を加えて2.5分の1の割合で濃縮したものをいう。製造方法は、原料乳から脂肪分を除去するほかは、加糖れん乳と同じである。</p>

アイスクリーム	生乳又は乳製品にしよ糖、香料、乳化剤等を加えてかくはんしながら凍結させたもので、乳脂肪分8%以上のハードアイスクリームを対象とする。
生乳の移出(入)量	工場・処理場が県外の生産者又は工場・処理場から生乳を受乳した量を移入量といい、生産者又は工場・処理場が県外の工場・処理場へ生乳を送乳した量を移出量という。 生乳の都道府県間の移出(入)量を把握することによって、都道府県別の生乳の生産量及び処理量を明らかにする。
生乳処理量	牛乳等及び乳製品を製造するために仕向けた生乳の量等をいう。
牛乳等向け	牛乳等に仕向けたものをいう。
業務用向け	牛乳等向けのうち、製菓用や飲料用等の食品原料用(製造・加工用)として仕向けた牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
乳製品向け	生乳のまま乳製品に仕向けたものをいう。
チーズ向け	乳製品向けのうち、チーズを製造するために仕向けたものをいう。
クリーム等向け	乳製品向けのうち、クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を製造するために仕向けたものをいう。
その他向け	輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したもの等をいう。 なお、自家飲用及び子牛のほ乳用等で処理したものもここに含める。
欠減	その他向けのうち、輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したものをいう。
飲用牛乳等の出荷(入荷)量	工場・処理場が県外の工場・処理場へ飲用牛乳等を出荷した量を出荷量といい、工場・処理場が県外の工場・処理場から飲用牛乳等を入荷した量を入荷量という。
乳製品工場	乳製品を製造する施設をいう。ただし、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除く。
牛乳処理場	生乳又は牛乳を処理して牛乳等を製造する施設であって、乳製品工場以外のものをいう。

13 統計表の見方等

(1) 統計表の地域区分

本統計表で用いる全国農業地域区分及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	細 分	所属都道府県名
北海道	—	北海道
東北	—	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	—	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東海	東山	山梨、長野
	—	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	—	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	—	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	—	徳島、香川、愛媛、高知
九州	—	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	—	沖縄

注： 統計表中の「関東」とは、「関東・東山」地域の細分にある「北関東」及び「南関東」を合わせたものである。

イ 地方農政局

地方農政局名	所属都道府県名
東北農政局	アの東北の所属都道府県と同じ
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県と同じ
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県と同じ
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県と同じ

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(3) 統計表に用いた記号

統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(4) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象工場・処理場数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

14 お問い合わせ先

農林水産省

大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電話（代表） 03-3502-8111 内線3717

（直通） 03-3591-0783

F A X 03-3502-3634